

横浜情報文化センター 空調機更新工事仕様書

1 目的

本件業務は、公益財団法人横浜企業経営支援財団（以下「財団」という。）が管理運営する横浜情報文化センター内の既設空調機の設置・取付け及び既設品の撤去・処分を実施するものである。

2 概要

(1) 施行場所

建物名称	横浜情報文化センター
所在地	横浜市中区日本大通 11 番地
用途地域等	商業地域・防火地域・第 7 種高度地区・中央地区駐車場整備地区・日本大通り用途誘導地区地区計画
敷地面積	4,393.49 m ²

(2) 条件

ア 国内メーカーで未使用品とする。

イ 参考品となる機種、台数は別紙「空調機器一覧」のとおりとするが、当該機種の規格以上に優れた製品については同等品可とする。ただし、電気容量等において既設の電源設備等に適合するものに限る。

3 履行期限

令和 6 年 12 月 31 日

この契約は、令和 6 年度公益財団法人横浜企業経営支援財団各会計予算が令和 6 年 3 月 31 日までに当財団理事会において可決された上、同年 4 月 1 日を履行期間開始日とする契約書を交換することによって確定するものとする。

4 履行場所

横浜市中区日本大通 11 番地 横浜情報文化センター

5 業務内容

(1) 現場確認

(2) 機器交換

ア 既存品を撤去し、新たに設置する空調機は既設と同じ位置に設置するものとする。既設の配置等は別紙「配置図面」のとおりとする。

イ 新たに取付をする機器は未使用品に限るものとする。

ウ 設置完了後、正常に稼働することを確認すること。

(3) 既設空調機器の撤去処分

- ア 撤去する既存設備は、室外機、室内機、その他付属する部品等とする。
- イ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成 13 年 6 月 22 日法律第 64 号）等に基づき適正に処分・廃棄すること。また、財団よりこれを証する書類を求められた場合は、速やかに関係書類を提出すること。
- ウ 梱包用資材等は、特に指示がない限り持ち帰ること。

6 作業について

(1) 一般事項

- ア 作業前に現地調査を行い、作業内容及び工程等について財団の承諾を得ること。確認事項が生じた場合は、その都度財団に対応を確認すること。
- イ 施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに財団と協議したうえで対策等を実施しなければならない。
- ウ 財団、入居者の業務に支障をきたさないように作業すること。
- エ 入居者、来館者等に危険が及ばないように万全の措置を講じること。
- オ 納入、設置等にあたっては、十分な養生・安全対策を講ずること。また、財団の建築物、工作物、その他既設設備に損害を及ぼした場合は、速やかに報告を行うとともに、請負人の責任において原状に復旧すること。
- カ 作業に関連する法規及び設置する空調機の施工要領等を遵守すること。また、必要に応じて空調機のメーカーからの技術的な助言及び支援を受けること。
- キ 作業上、各種法定有資格者、作業責任者が必要な場合は、資格・免許等の写しを提出するとともに、当該作業時は常駐させること。
- ク 業務従事者は、工事中と書いた腕章等を付けること。また、必要により身分証明書を携帯すること。
- ケ 発生する不要資材等は請負人が搬出し、自らの責任において適切に処分すること。
- コ 業務終了後の清掃・後片付け等を十分に行うこと。
- サ 業務用車両については指定された場所に駐車を行うとともに他の車の出入りに支障とならないように配慮すること。
- シ 業務期間中は現場代理人を必ず常駐させるとともに、作業の開始及び終了について、財団に報告すること。
- ス 作業に際し、財団の備品、機器等は使用しないこと。
- セ 本件に係る主任技術者を施工現場に配置すること。

(2) 作業内容

- ア 既設設備の配置等は別紙「配置図面」のとおりとする。既設空調機を撤去し、今回調達する空調機は原則、既設と同じ位置に設置するものとする。
- イ 電源設備は既設のものを利用する。
- ウ 貫通穴は既存のものを利用する。
- エ リモコンはワイヤードとし、指定する場所に設置する。
- オ 室外機用架台は既存のものを利用し、必要がある場合は新たに設置すること。
- カ 既設配管、配線、遮断器及び支持物等（以下「既設配管等」という。）は再使用してもよい。ただし、現地調査の結果、再使用に適さないことが判明した場合は、請負人の負担で補修や交換等の適切な対応を行うこと。この場合、既設と同等以上の性能を持つものとする。
- キ 既設配管等で再使用しないものは、財団の承諾を得た上で撤去すること。
- ク 配管及び配線には行き先を表示し、室外機には室内機の部屋名を表示すること。なお、当該表示は経年劣化等により不明瞭にならないものであること。
- ケ 室外機及び室内機には、転倒防止及び落下防止等の処置を適切に行うこと。
- コ 屋外の支持物を新設する場合は、SUS 製または溶融亜鉛メッキ仕上品とすること。
- サ 室内機及び室外機設置後、必要に応じて天井及び壁等の補修を行うこと。
- シ 屋外及び屋内露出部の配管及び配線にはラッキング等、適切に保護を行うこと。空調機の取り換えのため保温材を撤去した場合や、既設保温材が劣化している場合は適切に補修すること。
- ス 撤去品や作業に伴い発生する廃材等は適法に処分すること。
- セ 設置後、各種試験調整を行い、結果を報告すること。試験項目はメーカー推奨のものとする。既設配管等を再使用した場合も、これらに係る試験調整を行うこと。試験調整の結果、不合格となった場合は必要な処置を行い、再度試験調整を行うこと。

7 保証

機器の保証期間は、検査受領後1か年とする。ただし、メーカー保証が1年を超える場合は当該メーカー保証期間とする。また、請負人又は製造者の瑕疵により不良箇所が生じた場合は、無料で修理又は良品と取り換えることとする。施工に関する内容がメーカーの保証に含まれない場合は、請負人が最低1年間無償保証すること。

8 その他

- (1) 本件業務は、契約書及び本仕様書に基づき、財団の指示により施工すること。また、本仕様書は、仕様の大要を示すものであり、当然に施工しなければならないことはもちろんのこと、更新工事が必要なことは、請負人の責任において施工すること。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項は、財団と協議の上その指示に従うものとする。